

火災の被害を

受けられた方へ

この度は火災の被害を受けられたことについて心からお見舞い申し上げます。
今回の火災で被害を受けられた方は、お住まいやお金などの各種の救済・支援制度等を受けられる場合があります。救済・支援制度は、手数料の減免などお手続きするものと、その他の行政機関等でお手続きするものがあります。

また、官公署以外においても生活再建に関係する諸手続きがございます。

この冊子では、それらの一部をご案内しておりますので、状況により該当するものについてお手続きください。

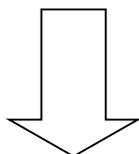
令和2年6月

相模原市

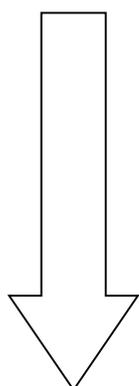
「火災の鎮火後」から「生活再建」への手続き等の流れ

お見舞金等	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害見舞金・弔慰金の支給 (P1) 2 赤十字援護物資の交付 (P2) 3 災害時宿泊費助成事業 (P3)
-------	---

翌日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実況見分の立会い <p>焼損程度が大きき場合は、翌日の午前中から消防と警察が合同で実況見分を行います。火元責任者の方や普段の生活状況を把握している方に立会いを依頼しますので、ご協力をお願いします。</p>
----	--



速やかに	<ul style="list-style-type: none"> 4 罹災証明書の手続き (P4) 5 住民票の写しの請求 (P5) (参考) コンビニでの各種証明書の取得 (P6) 6 マイナンバーカードの再交付 (参考) マイナンバー制度における個人番号・本人確認 (P9) 8 健康保険証の再交付 (P9) \ 9 介護保険証の再交付 (P10) 10 浄化槽廃止の手続き (P11) 11 保険会社への手続き (P12) 12 運転免許証の再交付 (P13) 13 年金証書の再交付 (P14) \ 14 年金手帳の再交付 (P15) 15 預金通帳・貯金通帳の再発行 (P16・17) 16 クレジットカードの再発行 (P18) 17 携帯電話会社への手続き (P19) 18 電力会社への手続き (P20) \ 19 ガス会社への手続き (P21) 20 水道局等への手続き (P22・23) 21 固定電話回線の手続き (P24・25)
------	---



順次	<ul style="list-style-type: none"> 22 実印、印鑑登録証 (P26) 23 ごみ処理手数料の免除 (P27) 24 し尿及び浄化槽汚泥等処理手数料の免除 (P28) 25 市民税・県民税の減免 (P29) 26 固定資産税・都市計画税の減免 (P30) 27 国民年金保険料の免除・納付猶予 (P31・32) 28 介護保険料・利用料の減免 (P32) 29 国民健康保険税・一部負担金の減免 (P33)
----	--

	<p>30 後期高齢者医療保険料の減免 (P33)</p> <p>31 下水道使用料の減免 (P34)</p> <p>32 郵便局への転居届 (P35)</p> <p>33 燃えてしまった現金の引換え (P36・37)</p> <p>34 建物滅失登記 (P38)</p> <p>35 雑損控除 (確定申告)(P39)</p>
--	---

その他	<p>36 生活福祉資金等の貸付け (P40)</p> <p>37 生活困窮者自立支援制度 (P41)</p> <p>38 市立小・中学校等への就学支援制度 (P42)</p> <p>39 高校生向けの給付型奨学金 (P43)</p> <p>40 学校教材の補填 (P44)</p> <p>41 保育所等利用料の減免 (P45)</p> <p>42 図書館資料弁償の免除 (P46)</p> <p>43 市営住宅への一時入居 (P47)</p> <p>44 母子父子寡婦福祉資金償還金の支払猶予 (P48)</p> <p>45 相模原市コールセンター (困った時の問合せ)(P49)</p>
-----	---

手続き等の担当窓口別一覧

【必要なもの】省略記号内訳

罹出 = 罹災証明書の提出、罹示 = 罹災証明書の提示、住 = 住民票、手 = 手数料、印 = 認印 or 届出印

本 = 本人確認書類、マ = マイナンバーカード、口 = 口頭による本人確認、

写 = 申請用写真、宿 = 宿泊費の詳細がわかる書類（原本）、領 = 被災に伴い発生した支出の領収書

本人確認書類とは、運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、官公庁から発行・発給された書類でその官公庁が顔写真を貼付したもの、健康保険証、年金手帳などですが、手続きにより異なりますので、各項目をご覧ください。

マイナンバーを求められる場合があります。

項目	必要なもの	担当窓口
見舞金・弔慰金の支給	本	生活福祉課
赤十字援護物資の交付		生活福祉課
赤十字災害時宿泊費助成	宿	生活福祉課
罹災証明書の申請	本	相模原消防署
		南消防署
		北消防署
		津久井消防署
住民票の写しの請求	口 、 本 、 手	各区役所区民課 各まちづくりセンター（橋本・本庁地域・大野南まちづくりセンターを除く） 各出張所・各連絡所 一部のコンビニ
マイナンバーカードの再交付	罹出 、 本 、 手	各区役所区民課 城山まちづくりセンター 津久井まちづくりセンター 相模湖まちづくりセンター 藤野まちづくりセンター
実印、印鑑登録証	印 、 本	各区役所区民課 各まちづくりセンター（橋本・本庁地域・大野南まちづくりセンターを除く） 各出張所 牧野・佐野川連絡所（他の連絡所を除く）
健康保険証の再発行	印 、 本	国保年金課
後期高齢者医療被保険者証の再発行	印 、 本	国保年金課
介護保険被保険者証の再発行	本	介護保険課
年金証書の再発行	印 、 本	相模原年金事務所
年金手帳の再発行	印 、 本	相模原年金事務所
市民税（県民税）の減免	罹出 、 印	市民税課
市税の徴収猶予	本 、 罹出	納税課 緑市税事務所

		南市税事務所 債権対策課
固定資産税・都市計画税の減免	印、本	資産税課

項目	必要なもの	担当窓口
国民健康保険等保険税の減免	罹出、印	国保年金課 緑区役所区民課 南区役所区民課 城山まちづくりセンター 津久井まちづくりセンター 相模湖まちづくりセンター 藤野まちづくりセンター
国民年金保険料の免除	罹出、印	国保年金課
介護保険料・利用料の減免	罹出	介護保険課
後期高齢者医療保険料の減免	罹出、印	国保年金課
下水道使用料の減免	罹出	下水道料金課
生活困窮者自立支援制度	本、罹出	中央生活支援課 南生活支援課 緑生活支援課
市立小・中学校等への就学支援制度 学校教材の補填	印	教育委員会学務課
建物滅失登記	住	法務局
雑損控除（確定申告）	罹出、領	相模原税務署
生活福祉資金の貸付	罹出、住、本、印 1	相模原市社会福祉協議会
運転免許証の再交付	住、手、本、写	神奈川県運転免許センター
転居届	住、本	郵便局
貯金通帳の再発行	手、印、本	郵便局
預金通帳、キャッシュカードの再発行	手、印、本 1	銀行
クレジットカードの再発行	手 1	クレジットカード発行会社
各種保険申請	罹出 1	保険会社
携帯電話・固定電話に関する手続	手、本 1	各電話会社
損傷現金の引換え	本	日本銀行
電力使用に関する手続	手 1	東京電力カスタマーセンター 相模原住宅電気工事センター 2
ガス使用に関する手続	手 1	東京ガスお客さまセンター 2
水道使用に関する手続	手 1	神奈川県営水道お客さまコールセンター 相模原水道営業所 相模原南水道営業所 津久井水道営業所 2

浄化槽廃止の手続	印	下水道料金課 津久井下水道事務所
ごみ処理手数料の減免	罹出	南・北清掃工場 津久井クリーンセンター
し尿及び浄化槽汚泥等処理手数料の減免	罹出	相模台収集事務所 津久井クリーンセンター
一般廃棄物処理手数料の減免	罹出	南・北清掃工場 津久井クリーンセンター

1...場合によって必要なものが異なる場合がございます。各会社等にお問い合わせください。

2...居住されている地域によって担当窓口が異なる場合がございます。契約会社にお問い合わせください。

1 災害見舞金・弔慰金の支給

確
認

支援の内容

火災、風水害等により被害を受けたとき、被災者又はその遺族に対し、見舞金及び弔慰金を支給します。

団体名	世帯区分	全焼、全壊又は流出	半焼、半壊	床上浸水	死亡	重傷
相模原市	1人世帯	20,000円	10,000円	5,000円	100,000円	30,000円
	2人以上の世帯	50,000円	20,000円	20,000円	100,000円	30,000円
日本赤十字社神奈川支部	-	10,000円	10,000円	5,000円	20,000円	10,000円
神奈川県共同募金会	-	10,000円	5,000円	-	10,000円	5,000円
相模原市社会福祉協議会	-	10,000円	5,000円	10,000円	10,000円	5,000円

死亡・重傷は、一人当たりの金額です。

災害救助法及び相模原市災害弔慰金の支給等に関する条例が適用される場合を除きます。

世帯員の故意又は重大な過失（自放火等）による火災は、対象外です。

対象となる方

市内に居住する方で、火災により 居住する住家に、要綱に定める支給基準に該当する被害を受けた方、 死亡者のご遺族、 重傷者

その他

- ・被害状況の確認及び手続き終了後、支給されます。
- ・罹災証明書など、書類の提出をお願いする場合があります。

担当窓口

生活福祉課（相模原市・日赤分）

相模原市社会福祉協議会（神奈川県共同募金会分・相模原市社会福祉協議会分）

所在地及び電話番号は巻末の「各連絡先一覧」を参照してください。

2 赤十字援護物資の交付

確
認

支援の内容

火災等により住宅が半焼・半壊以上の被害を受けた場合、ならびに火災の消火活動に伴い、住家に甚だしい被害を受けた場合に、無料で日本赤十字社神奈川県支部の援護物資を受取れるものです。

援護物資の内容

- ・歯ブラシ（2本）
- ・歯磨き粉（1ケ）
- ・リンスインシャンプー（1本）
- ・ボディソープ（1本）
- ・ひげ剃り（1本）
- ・ヘアブラシ（1本）
- ・洗濯洗剤（5袋）
- ・洗濯ロープ（1本）
- ・洗濯ばさみ（10ケ）
- ・ポケットティッシュ（5ケ）
- ・絆創膏（15枚）
- ・軍手（1双）
- ・シャープペンシル（1本）
- ・ボールペン（1本）
- ・大学ノート（1冊）
- ・石鹸（1ケ）
- ・消しゴム（1ケ）
- ・フェイスタオル（2枚）
- ・バスタオル（1枚）
- ・毛布（1枚）
- ・A4版収納ケース（1ケ）



その他

被害を受けた住宅に居住する方に交付されます。

担当窓口

生活福祉課（日本赤十字社相模原市地区本部）

所在地及び電話番号は巻末の「各連絡先一覧」を参照してください。

3 赤十字災害時宿泊費助成

確
認

支援の内容

火災等により家屋を喪失した方に対し、宿泊費用を助成します。

対象となる方

市内に居住し、災害により現に居住している建物が全焼、全壊、流出または半焼、半壊している方。

条件

対象者が、災害により他に宿泊できる場所がなく、相模原市内の宿泊施設を利用する場合に支給します。

金額

1日1泊あたり6,500円、2泊を限度とします。1泊が6,500円に満たない場合はその宿泊実費相当額となります。

提出書類

災害時宿泊費助成申請書

宿泊施設の領収書等、宿泊費の詳細がわかる書類（原本）

担当窓口

生活福祉課（日本赤十字社相模原市地区本部）

所在地及び電話番号は巻末の「各連絡先一覧」を参照してください。

4 罹災証明書の手続き

確
認

罹災証明書は、火災や自然災害に遭われた方が各種届出や証書などの再交付申請等をする際に必要となる証明書です。

この冊子では、火災の罹災証明書について説明しています。

対象となる方

- ・ 罹災物件の所有者、管理者、占有者
- ・ 罹災物件の担保権者、保険金受取人
- ・ 上記の対象となる方が個人の場合は親族、法人等の場合は従業員
- ・ その他罹災物件と関係のある方

必要なもの

- ・ 身分証明できるものをお持ちの方は、ご持参ください。
- ・ 代理人による申請の場合は、委任状が必要となりますが、以下の方は不要となります。

申請者の配偶者又は同居親族

申請者が法人の場合は、法人の従業員等（社員証、職員証等をご持参ください）

手数料

手数料はかかりません。

担当窓口

各消防署

5 住民票の写しの請求

確
認

運転免許証の再発行や、郵便局での転居届に必要となることがあります。

窓口請求できる方

・ 本人等

相模原市内に住民登録している本人及び同一世帯員

・ 第三者

本人等以外が請求する場合は、請求理由を明らかにした上で、請求できる権限を確認できる資料が必要となります。詳細は、請求先の区役所区民課、まちづくりセンター、出張所へご確認ください。

マイナンバーの記載がある住民票は、本人宛の郵送交付(簡易書留・親展送付)になります。

請求に必要なもの

・ 窓口へ来た人の本人確認書類

運転免許証、パスポート(旅券)、マイナンバーカード(個人番号カード)又は写真付きの住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書など

本人確認のための質問をする場合があります。

・ 委任状(本人又は同一世帯員以外のみ)

・ 請求権限を確認できる書類(第三者のみ)

手数料

1 通 300 円

年金受給のために年金事務所に提出する場合など、法令の規定により手数料を免除できる場合があります。

担当窓口

各区役所区民課

各まちづくりセンター(橋本・本庁地域・大野南まちづくりセンターを除く)

各出張所

各連絡所

所在地及び電話番号は巻末の「各連絡先一覧」を参照してください。

(参考) コンビニでの各種証明書の取得

確認

マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアに設置されているマルチコピー機で、住民票の写しなど各種証明書が取得できるサービスです。

コンビニでの証明書取得は手数料が必要になります。手数料免除となる証明書の取り扱いは、各区役所区民課等の窓口（前頁「住民票の写しの請求」参照）となりますのでご注意ください。

利用できる方

相模原市に住民登録されている方で、利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードをお持ちの方

コンビニ交付で利用できるカードは、マイナンバーカードのみです。

(住民基本台帳カード、印鑑登録証では利用できません。)

取得できる証明書、手数料、利用時間など

取得できる証明書	手数料 2	利用時間等
住民票の写し	250 円	午前 6 時 30 分～午後 11 時
印鑑登録証明書（相模原市で印鑑登録している方）		
戸籍全部（個人）事項証明書 1	400 円	月～金曜日（祝日等を除く） 午前 9 時～午後 5 時
戸籍の附票の写し 1	250 円	
市・県民税課税（非課税・所得）証明書	250 円	午前 6 時 30 分～午後 11 時 直近 2 年度分が発行可能 3
市・県民税納税証明書		
固定資産税・都市計画税納税証明書（単独所有分のみ）		

1 戸籍の証明書は、本籍地と住所地の両方が相模原市内にある方のみ取得できます。

2 コンビニでの証明書取得には、申請理由にかかわらず上記手数料が必要です。手数料免除の取り扱いができるのは、窓口での交付のみですので、ご注意ください。

3 税証明書は、相模原市に住民登録がある方のみ取得できます。相模原市から課税されていても、市外に転出した後はコンビニでの発行はできません。また、取得できる税証明書はマイナンバーカードの所有者のもののみです。家族の証明書を取得することはできません。

休止日

1 2月29日～1月3日及びシステムメンテナンス時

利用可能店舗

・市外のコンビニエンスストアでも利用できます。

6 マイナンバーカードの再交付

確
認

対象となる方(従前、マイナンバーカードの交付を受けている方)

- ・ マイナンバーカードを紛失等、又は著しく損傷した場合
- ・ マイナンバーカードの機能が損なわれた場合

本人申請時に必要なもの(再交付申請の際)

- ・ 本人確認書類

A 官公署で発行した顔写真付きの本人確認書類 1 点

運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード(顔写真付き)、身体障害者手帳、在留カード、特別永住者証明書、運転経歴証明書等、官公署が発行した資格証明書等で顔写真付きのもの

B Aの書類がない場合は、次の書類 2 点

健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、社員証、学生証、生活保護受給者証など(氏名・生年月日または氏名・住所が記載されているもの)

- ・ 罹災証明書等紛失、滅失の事実が分かる書類
- ・ 顔写真(サイズ縦 4.5mm × 横 3.5mm)

再交付手数料

カードの再交付 800 円 電子証明書の再交付 200 円
(本人の責によらないと認められる場合は無料です)

カードの受け取りについて

申請から概ね 2 か月程度で「交付通知書」(おはがき)を区役所からお送りし、カードの受取についてご案内をしています。はがきが届いたら、電話で受取日時を予約の上、交付場所にお越しください。

担当窓口

各区役所区民課

城山、津久井、相模湖、藤野まちづくりセンター

所在地及び電話番号は巻末の「各連絡先一覧」を参照してください。

<p>(参考)マイナンバー制度における個人番号 確認・本人確認</p>	<p>確 認</p>	
---	----------------	--

平成 28 年 1 月から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、マイナンバーを利用する手続きでは、本人確認が必要となります。

窓口に来庁される際は、次の本人確認書類をお持ちください。

本人確認には、「(1) 番号 (マイナンバー) 確認書類」、及び「(2) 身元確認書類」の 2 つが必要です。なお、身元確認書類のうち一覧 A のものは 1 点、一覧 B のものは 2 点以上で確認書類とさせていただきます。

本人確認について

(1) 番号 (マイナンバー) 確認書類と (2) 身元確認書類を合わせてお持ちください。

番号 (マイナンバー) 確認書類	身元確認書類
個人番号カード	不要 (個人番号カードは、番号 (マイナンバー) と身元の両方の確認が可能)
通知カード	一覧 A から 1 点、もしくは一覧 B から 2 点以上
個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書	一覧 A から 1 点、もしくは一覧 B から 2 点以上

(1) 番号 (マイナンバー) 確認書類のうち、「通知カード」または「個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書」をお持ちになる場合は、(2) 身元確認書類として次の一覧 A から 1 点、または一覧 B から 2 点以上を合わせてお持ちください。

(2) 身元確認書類一覧

一覧 A (1 点のみで受付可能なもの)	一覧 B (2 点以上必要なもの)
<p>次のうちいずれか 1 点</p> <p>運転免許証、運転経歴証明書「平成」24 年 4 月 1 日以降交付のもの、パスポート(旅券)、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書</p> <p>官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの (氏名・生年月日または氏名・住所が記載されているもの。)</p>	<p>次のうちいずれか 2 点</p> <p>公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証明書、特別児童扶養手当証明書</p> <p>官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの。(氏名・生年月日または氏名・住所が記載されているもの)</p>

8 健康保険証の再交付

確
認

対象となる方
健康保険証の紛失等、又は汚してしまった方

担当窓口

1 国民健康保険証

国保年金課、緑区役所区民課、南区役所区民課、各まちづくりセンター（橋本、本庁地域、大野南を除く）、各出張所

2 後期高齢者医療被保険者証

国保年金課後期高齢班、緑高齢・障害者相談課、中央高齢・障害者相談課、南高齢・障害者相談課、城山保健福祉課、津久井保健福祉課、藤野保健福祉課、相模湖保健福祉課、緑区区民課、南区区民課、各まちづくりセンター（城山、津久井、相模湖、藤野、橋本、本庁地域、大野南を除く）、各出張所

所在地及び電話番号は巻末の「各連絡先一覧」を参照してください。

3 その他の健康保険証

ご加入の健康保険組合、共済組合などへ

1・2の本人申請時に必要なもの（再交付申請の際）

- ・被保険者証再交付申請書(申請書は窓口に取り揃えております)
- ・破損・汚損した場合は、その保険証
- ・マイナンバー制度における本人確認に必要な資料（前頁「(参考)マイナンバー制度における個人番号・本人確認」参照）

今般の被害により、本人確認に必要な書類が用意できない場合には、担当窓口にご相談ください

1・2についての再交付手数料

手数料はかかりません。

1・2についてその他

- ・罹災証明書は必要ありません。

9 介護保険被保険者証の再交付

確
認

対象となる方
介護保険証を紛失等、又は汚してしまった方

申請窓口
各区の高齢・障害者相談課
津久井・城山・相模湖・藤野保健福祉課
緑区役所区民課
南区役所区民課
各まちづくりセンター（橋本、本庁地域、大野南まちづくりセンターを除く）
串川・鳥屋・青野原・青根 出張所
牧野・佐野川連絡所
郵送で申請する場合は、介護保険課
所在地及び電話番号は巻末の「各連絡先一覧」を参照してください。

必要なもの
・ 介護保険被保険者証等再交付申請書
（各窓口にご用意してあります。市ホームページからダウンロードすることもできます。）
・ 本人確認書類
マイナンバー制度における個人番号の確認・身元確認を行ないます（P20 参照）。個人番号がご不明な場合や本人確認書類を紛失している場合は各申請窓口にご相談ください。

再交付手数料はかかりません。

罹災証明書は必要ありません。

10 浄化槽廃止の手続き

確
認

対象となる方

浄化槽を廃止する方

廃止の手続き

下水道料金課、津久井下水道事務所に直接、または郵送・電子申請などで、浄化槽廃止届をすみやかに提出してください。

その他

各届出書は、ホームページおよび届出提出先にあります。

担当窓口・各種届出提出先

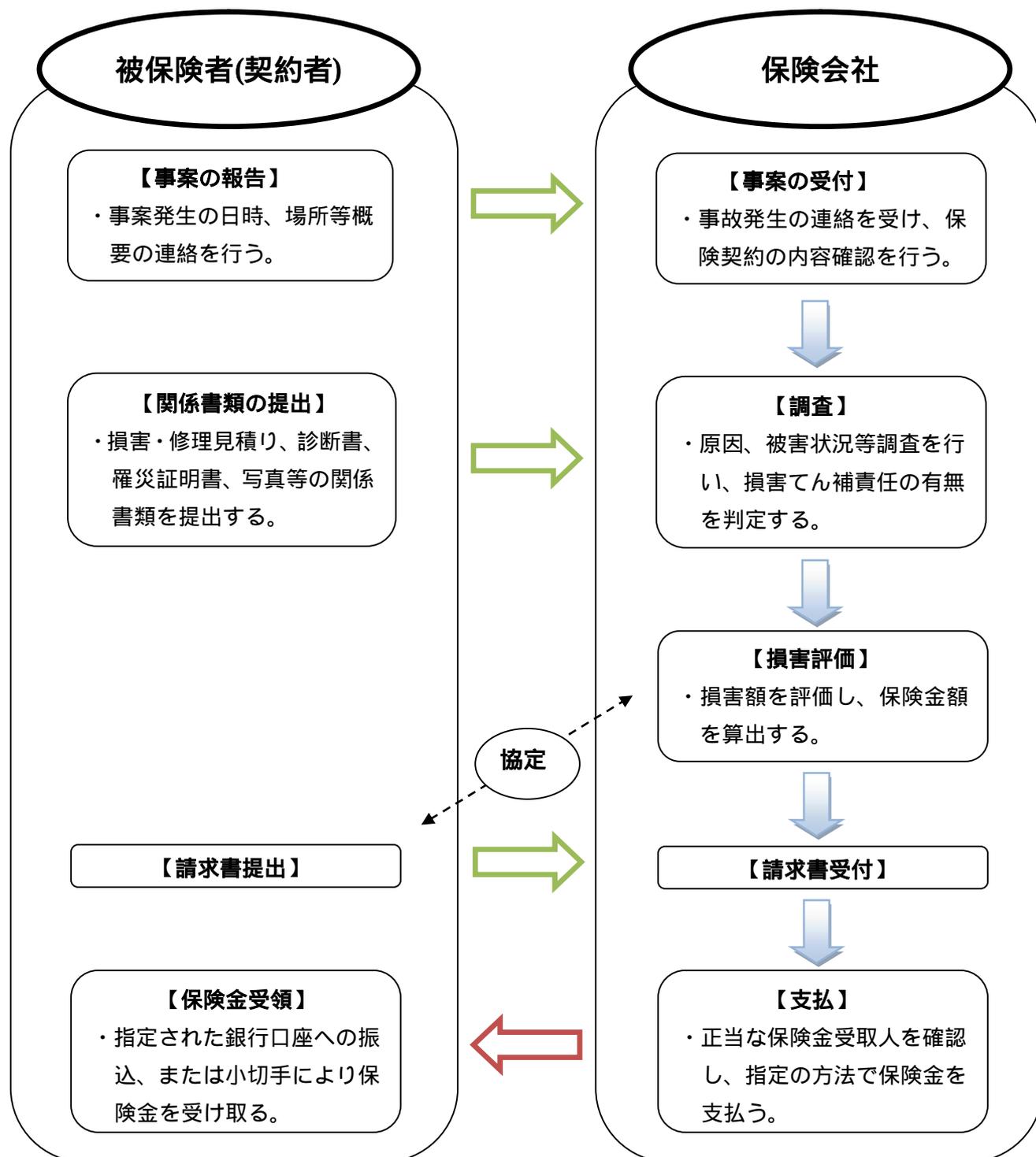
- ・下水道料金課
- ・津久井下水道事務所

11 保険会社への手続き（各種保険申請）

確認

事案発生から保険金のお受取りまでの一般的な流れは、以下のとおりです。

ご契約内容、事故の状況などにより手続きが異なることもありますので、契約保険会社までお問い合わせください。



12 運転免許証の再交付

確
認

手続きの内容

運転免許証を紛失、汚損、破損した場合の再交付手続きです。

受付

月曜日から金曜日まで（土曜日・日曜日・祝日・休日・年末年始の休日を除く。）の午前 8 時 30 分～11 時、午後 1 時～4 時

必要書類

- ・運転免許証再交付申請書（用紙は運転免許センターにあります）
- ・運転免許証等亡失等事実てん末書（用紙は運転免許センターにあります）
- ・破（汚）損した場合はその免許証
- ・申請用写真 1 枚（縦 3.0cm × 横 2.4cm）
- ・身分を確認できるもの
- ・記載事項の変更を同時に行う場合は、変更を証明する書類
- ・海外からの一時帰国の方で、住民登録が日本にない方は、滞在証明書と滞在証明書を書いた人の住民票の写し等
- ・手数料 3,500 円

必要書類については、まずは事前にご相談ください。

その他注意事項

- ・有効期間が過ぎた方は、この手続はできません。
- ・代理申請はできませんので、必ず本人が申請にお越しくください。

お問合せ先

神奈川県運転免許センター 045-365-3111

警察署では行えません。

13 年金証書の再交付

確
認

対象となる方

年金証書を紛失、焼失、又はき損してしまった方

本人申請時に必要なもの（再交付申請の際）

- ・破（汚）損した場合は、その年金証書
- ・印鑑（お持ちでない場合は、署名で申請可能）
- ・本人確認書類

再交付手数料

手数料はかかりません。

その他

- ・罹災証明書は必要ありません。
- ・手続きは郵送でもできます。
- ・共済年金受給者は、各共済組合にお問い合わせください。

お問合せ先

日本年金機構 相模原年金事務所

・所在地：〒252-0388 相模原市南区相模大野 6-6-6

・電話：042-745-8101

受付時間：8:30～17:15（土日祝日、12/29～1/3を除く月～金曜日）

時間延長：週始めの開所日 17:15～19:00

14 年金手帳の再交付

確
認

対象となる方

年金手帳を紛失、又はき損してしまった方

本人申請時に必要なもの（再交付申請の際）

- ・破（汚）損の場合は、その年金手帳
- ・印鑑（お持ちでない場合は、署名で申請可能）
- ・本人確認書類

再交付手数料

手数料はかかりません。

加入者別の担当窓口

- ・国民年金第1号被保険者、任意加入被保険者の方
国保年金課、各区役所区民課、各まちづくりセンター（橋本・本庁地域・大野南を除く）
各出張所へ、免許証など本人の確認できるものをお持ちになり、年金手帳の再交付を申請してください。
通常、日本年金機構からの郵送のため1か月程度かかります。お急ぎの方は、直接、相模原年金事務所まで手続きされると、1週間程度で郵送されます。
- ・厚生年金保険の被保険者の方
勤務先を通じて管轄する年金事務所
- ・国民年金第3号被保険者の方
配偶者の勤務先を通じて管轄する年金事務所
- ・共済組合のみ加入の方
年金手帳ではなく、「基礎年金番号通知書」の再発行を請求することになります。
この場合、お近くの年金事務所へご相談ください。

お問合せ先

日本年金機構 相模原年金事務所

- ・所在地：〒252-0388 相模原市南区相模大野 6-6-6
- ・電話：042-745-8101
受付時間：8:30～17:15（土日祝日、12/29～1/3を除く月～金曜日）
時間延長：週始めの開所日 17:15～19:00

15預金通帳等（銀行）の紛失・焼失

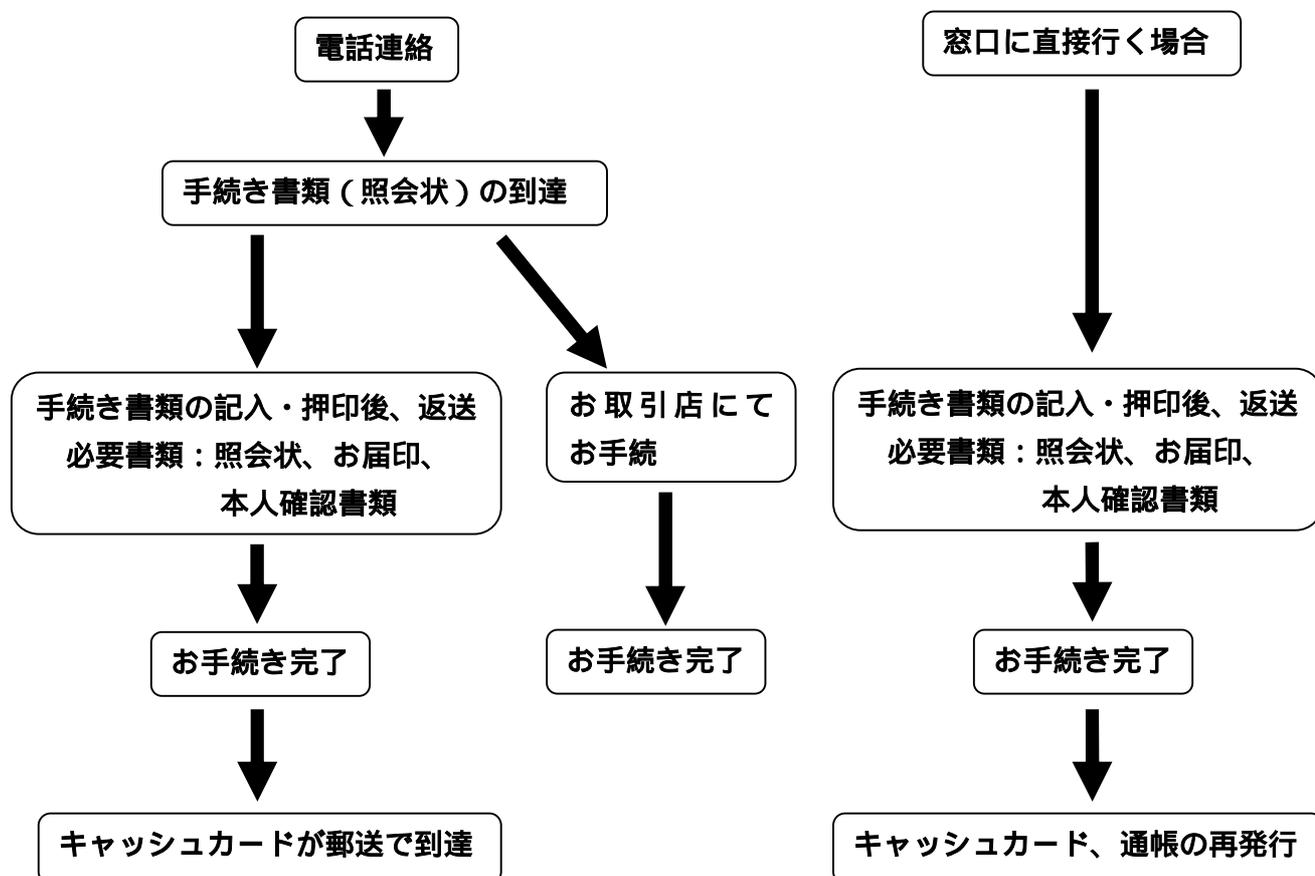
確認

紛失・焼失から再発行のお受取りまでの一般的な流れは、以下のとおりです。各銀行により手続きが異なることもありますので、預金口座を開設した銀行までお問い合わせください。

対象となる方

各銀行の預金通帳を紛失、焼失、又は汚してしまった方

手続き



手数料

再発行には、所定の手数料がかかります。

その他

全焼した場合等は照会状を送付できないため、窓口手続きとなります。

15貯金通帳（ゆうちょ銀行、郵便局）の紛失・焼失

確
認

紛失・焼失したキャッシュカード・通帳でのお取引を停止し、再発行する手続きです。

手続きに必要なもの

- ・再発行請求書（窓口にあります）
- ・お届け印
- ・本人確認書類

カード再発行される場合は、通帳も必要です。（ただし、通帳も紛失したり盗難にあった場合を除きます。）

代理人に手続きを委任される場合は、別途委任状が必要です。

氏名変更の手続きと同時に「ゆうちょ IC キャッシュカード Suica」を再発行される場合は、東日本旅客鉄道株式会社との個人情報の共同利用に関する同意書も必要になります。

手数料

キャッシュカードの再発行には、1件につき1,030円の手数料がかかります。

通帳の再発行は無料です。

お問合せ先

キャッシュカード・通帳の再発行のお手続きは、お近くのゆうちょ銀行・郵便局の貯金窓口へ。

なお、お取引の停止は、カード紛失センターでも受け付けています。

カード紛失センター

- ・電話：0120 - 794 - 889（通話料無料）

受付時間：24時間受付（年中無休）

16 クレジットカードの紛失・焼失

確
認

火災によりクレジットカードを焼失又は紛失した場合は、以下のような手続きを行う必要があります。

- ・カード発行会社に直ちに連絡してください（カード発行会社への通知が遅れた場合、第三者に不正に使用されて、損害にあう可能性も考えられます。）
- ・紛失や盗難の場合は、警察にも届け出てください。
- ・再発行手続は、カード発行会社により異なりますので、ご加入のカード発行会社にご相談ください。
- ・再発行によりカードの番号が変わった場合、自動引き落とし設定を行っているものについては、新しい番号の登録が必要となる場合があります。

一般社団法人日本クレジット協会 消費者相談室連絡先

- ・一般電話などから 03-5645-3361

受付時間：10：00～12：00、13：00～17：00（年末年始を除く平日）

債務整理の相談は承れないので、ご注意ください。

17 携帯電話の紛失・焼失

確
認

携帯電話を紛失・焼失した場合は、お近くの契約している携帯電話キャリアショップにご相談ください。

携帯電話キャリアショップ（専売店）以外の量販店や併売店（いわゆる街の携帯ショップ）で購入された方も、専売店にご相談ください。

まず電話で相談したい場合（主なキャリア）

<NTT ドコモとのご契約の場合>

総合お問い合わせ（ドコモインフォメーションセンター）

- ・一般電話などから 0120-800-000
- ・ドコモの携帯電話から 151

受付時間：9：00～20：00（年中無休）

<ソフトバンクとのご契約の場合>

総合案内

- ・一般電話などから 0800-919-0157
- ・ソフトバンクの携帯電話から 157

受付時間：9:00～20:00（年中無休）

紛失・故障受付

- ・一般電話などから 0800-919-0113
- ・ソフトバンクの携帯電話から 113

受付時間：9:00～20:00（年中無休）

ワイモバイル総合窓口（ワイモバイルカスタマーセンター）

- ・一般電話などから 0570-039-151
- ・ソフトバンクの携帯電話から 151

受付時間：9:00～20:00（年中無休）

<KDDI（au）とのご契約の場合>

総合案内（お客さまセンター）

- ・一般電話などから 0077-7-113
- ・auの携帯電話から 157

受付時間：9:00～20:00（年中無休）

紛失・故障受付（故障紛失サポートセンター）

- ・携帯電話、一般電話から 0120-925-919
- 受付時間：9:00～20:00（年中無休）

18 電力会社への手続き

確
認

大規模な火災時には、火災通報時に消防から東京電力パワーグリッド株式会社に連絡され、送電等の応急措置は実施されますが、引っ越し時等の電力停止（廃止）は契約している電力会社へ連絡し、手続きをする必要があります。

自力消火の場合で、電気配線の補修が必要な場合は、電気工事業者を早急に手配してください。住宅電気工事センターは、東京電力（株）（一財）関東電気保安協会及び（公社）全関東電気工事協会（神奈川県電気工事工業組合）で共同経営しており、電気の安全、安心をご家庭にお届けするため、電気設備の保安点検や軽微な手直しや電気安全に関する相談に応じるセンターです。工事に関してはお客さまと会員工事店との直接契約となります。

なお、お引っ越しされた場合は、改めて電力会社とのご契約が必要になります。

設備に関するお問い合わせ、又は東京電力でのご契約の方
東京電力カスタマーセンター

- ・電話：0120-99-5776（相模原市内）
- 受付時間：9:00～17:00（休祝日を除く月～土曜日）

電気でお困りの場合
相模原住宅電気工事センター

- ・電話：042-756-2971
- 受付時間：9:00～17:00（休祝日を除く月～金曜日）

19 ガス会社への手続き

確
認

【東京ガスをご使用の場合】

大規模な火災時には、火災通報時に消防から東京ガスに連絡され、応急措置は実施されますが、引っ越し時等の都市ガスの使用停止（廃止）は契約している東京ガスに連絡し、手続きをする必要があります。

お問合せ先

東京ガスお客さまセンター(総合)

- ・ 電話：0570-002211
- ・ IP 電話、海外からのご利用等：03-3344-9100

インターネットからの申し込み

- ・ URL：<http://home.tokyo-gas.co.jp/summary/moving/index.html>

【LP ガスをご使用の場合】

建物ごとにガスを入れている販売店は異なります。

集合住宅や賃貸住宅の場合は、建物管理会社又は建物所有者にお問い合わせください。

戸建住宅の場合は、販売店にお問い合わせください。販売店が分からない場合は、建物に設置されている容器やガスメーターに連絡先が表記されていますので、そちらをご確認願います。

20 水道の手続き

確
認

お手続きの内容

お引越しする場合は、水道の使用中止と使用開始の手続きが必要です。

相模原市内への引っ越し

使用中止、使用開始ともに神奈川県営水道お客さまコールセンターで受け付けます。その他、口座振替の受付やクレジットカード払いへの申し込み等を受け付けております。

相模原市外への引っ越し

使用中止は、神奈川県営水道お客さまコールセンターで受け付けることができますので、現在お使いの水道のお客さま番号と転出日、精算方法（現地精算、口座振替、納入通知）、転出先（市外）の住所をお知らせください。転出先での使用開始手続きについては、所轄の水道局にご連絡ください。

お問合せ先

神奈川県営水道お客さまコールセンター

・電話：0570-005959（ナビダイヤル）

受付時間：8:30～19:00（休祝日および12/29～1/3を除く月～土曜日）

< ご注意 >

神奈川県営水道お客さまコールセンターで対応できかねるお申出内容につきましては、下記水道営業所へのおかけ直しをご案内する場合がございます。

相模原水道営業所 電話：042-755-1132

・対象地域

中央区全域、緑区相原、相原1丁目、相原2丁目、相原3丁目、相原4丁目、相原5丁目、相原6丁目、大島、大山町、上九沢、下九沢、田名、西橋本1丁目、西橋本2丁目、西橋本3丁目、西橋本4丁目、西橋本5丁目、二本松1丁目、二本松2丁目、二本松3丁目、二本松4丁目、橋本1丁目、橋本2丁目、橋本3丁目、橋本4丁目、橋本5丁目、橋本6丁目、橋本7丁目、橋本8丁目、橋本台1丁目、橋本台2丁目、橋本台3丁目、橋本台4丁目、東橋本1丁目、東橋本2丁目、東橋本3丁目、東橋本4丁目及び元橋本町に限る。

相模原南水道営業所 電話：042-745-1111

・対象地域：南区全域

津久井水道営業所 電話：042-784-4822

・対象地域：相模原水道営業所管轄区域及び青根、吉野（1番から1,690番まで及び2,110番から2,738番までを除く。）澤井（1番から1,745番まで、2,244番から2,506番まで、2,610番から2,616番まで及び2,632番から2,789番までを除く。）名倉（1番から656番まで、773番から1,656番まで、2,162番から2,742番まで及び4,143番から4,592番までを除く。）日連（1番から1,115番まで、1,147番から1,201番まで及び1,213番から2,097番までを除く。）牧野（4,818番、4,819番、4,826番から4,830番まで、4,841番から4,843番まで、4,914番、4,922番から4,928番まで、5,517番から5,519番まで、5,528番から5,530番まで、5,533番から5,556番まで、5,563番から5,587番まで、5,593番から5,598番まで及び5,635番から5,637番までを除く。）を除く。

【市営簡易水道（青根地域、名倉・牧野の一部の地域）をご使用の場合】

水道の使用を休止し、又は廃止しようとする場合は、給水装置使用開始(休止・廃止)届出書の提出が必要です。

問合せ先

津久井土木事務所 藤野班 電話：042-687-5512

受付時間：8:30～12:00、13:00～17:15（休祝日及び12/29～1/3を除く月～金曜日）

21 固定電話回線の手続き

確
認

ご契約の通信事業者へお申し出ください。

仮住まいへの電話移設の必要がある場合は、その旨を依頼してください。

問い合わせ先と受付時間

<NTT 東日本とのご契約の場合>

加入電話・INS ネット64をご利用の場合

・電話：(固定電話からのご相談) 116

(携帯電話からのご相談) 0120-116000

受付時間：9:00～17:00(年末年始を除く土日・祝日も営業)

ひかり電話をご利用の場合

・電話：0120-116116

受付時間：9:00～17:00(年末年始を除く土日・祝日も営業)

<NTT ドコモとの契約(ドコモ光)の場合>

総合お問い合わせ(ドコモ インフォメーションセンター)

・一般電話などから 0120-800-000

・ドコモの携帯電話から 151

受付時間：9:00～20:00(年中無休)

<KDDI (au) とのご契約の場合>

お客さまセンター

・一般電話などから 0077-777

(上記番号がご利用になれない場合) 0120-22-0077

受付時間：9:00～20:00(年中無休)

<ソフトバンクとのご契約の場合>

おとくラインなどの電話サービスに関する問合せ

・電話：0120-917-221

受付時間：9:00～18:00（土日祝日、年末年始を除く）

SoftBank 光に関する問合せ

・電話：0800-111-2009

受付時間：10:00～19:00

Yahoo! BB SOHO に関する問合せ

・電話：0120-399-820

受付時間：10:00～19:00（土日祝日は一部休業）

SoftBank Air、Yahoo! BB ADSL、おうちのでんわに関する問合せ

・電話 0800-1111-820

受付時間：10:00～19:00（土日祝日は一部休業）

AOL 接続サービスに関する問合せ

・一般電話：0120-275-265

IP 電話：044-330-3520

受付時間：10:00～18:00（年始を除く）

ADSL-direct サービスに関する問合せ

・一般電話：0120-271-855

IP 電話：044-330-3606

受付時間：10:00～18:00（年始を除く）

ODN サービスに関する問合せ

・電話：0088-222-375

受付時間：10:00～18:00（年末年始を除く）

22 実印、印鑑登録証

確
認

手続きの内容

登録した印鑑や印鑑登録証(さがみはらカード)を紛失したが、印鑑登録証明書が必要な場合は、亡失の届出を行い、再度印鑑登録の申請を行う必要があります。原則、申請者本人による手続きになりますが、代理人の場合でもお手続きいただける場合がございます。詳しくは担当窓口へお問い合わせください。

印鑑のカードを紛失した場合

- ・ 本人確認書類(運転免許証、パスポート等顔写真付きのものに限る)
- ・ 登録している印鑑

顔写真付きの本人確認書類をお持ちでない場合は、必ず来庁前に担当窓口にて電話にてご相談ください

登録している印鑑を紛失した場合

- ・ 本人確認書類(免許証、健康保険証など)
- ・ 本人の印鑑登録証(さがみはらカード)
- ・ 本人の認印

一時的な発行禁止

登録した印鑑や印鑑登録証(さがみはらカード)を紛失した場合、印鑑登録証明書の発行を一時停止することができます。

本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)を持って来庁するか、電話で担当窓口へご連絡ください。代理人でも受け付けできます。

担当窓口

各区役所区民課

各まちづくりセンター(橋本、本庁地域、大野南まちづくりセンターを除く)

各出張所

牧野・佐野川連絡所(他の連絡所を除く)

所在地及び電話番号は巻末の「各連絡先一覧」を参照してください。

23 ごみ処理手数料の免除

確
認

支援の内容

火災により焼損した家財等を罹災ごみとして清掃工場等に搬入するときは、ごみ処理手数料の免除ができる場合があります。

ごみ処理手数料の免除を受けるためには、次の手続きが必要です。

- 1 罹災証明書又は罹災届出証明書の交付を受ける。
- 2 清掃工場又は津久井クリーンセンターに罹災証明書又は罹災届出証明書を持参し、事前協議する。
- 3 罹災証明書又は罹災届出証明書と運転免許証等の住所を確認できるものを持参の上、清掃工場又は津久井クリーンセンターに災害廃棄物を持込む。

なお、有害性・危険性のあるものなど、受け入れられないものがあります。

対象となる方

火災による被害を受けた方

その他注意事項

申請時、「罹災証明書」又は「罹災届出証明書」の提出が必要です。

担当窓口

南清掃工場 電話：042-748-1133

北清掃工場 電話：042-779-1110

津久井クリーンセンター 電話：042-784-2711

24 し尿及び浄化槽汚泥等処理手数料の免除

確
認

支援の内容

火災で家屋等が罹災したときに、し尿及び浄化槽汚泥等の処理を依頼する場合は、手数料が免除されることがあります。

免除を受けるためには、次の手続きが必要です。

- 1 罹災証明書の交付を受ける。
- 2 相模台収集事務所または津久井クリーンセンターに連絡し、事前協議する。

対象となる方

火災による被害を受け、家屋が全焼または半焼した方

その他注意事項

申請時、各消防署で発行される「罹災証明書」の提出が必要です。

担当窓口

相模台収集事務所（旧相模原市域の方） 電話：042-742-0042

津久井クリーンセンター（津久井地域の方） 電話：042-784-2711

25 市民税（県民税）の減免

確
認

支援の内容

災害により死亡又は生死不明となった場合や、障害者となった場合、もしくは住宅又は家財が滅失等された場合、市民税（県民税）の一部の額又は全額が減免される場合があります。

適用条件

被害の程度と前年の合計所得金額により、減免となる場合があります。納期限までに下記の申請窓口へ市税減免申請書及び必要書類をご提出ください。

（参考）適用となる方

- ・ 災害によって死亡し、又は生死不明となった方
- ・ 災害によって障害者となった方
- ・ 災害によって住宅又は家財が滅失し、又はき損した方（前年の合計所得金額が 1,000 万円以下の場合）

必要なもの

罹災証明書（写し）

市税減免申請書

印鑑

死亡・生死不明を証明する書類（死亡・生死不明となった場合）

障害者手帳又は障害者控除対象者認定書（障害者となった場合）

担当窓口

市民税課 電話：042-769-8221

緑市税事務所 電話：042-775-8808

南市税事務所 電話：042-749-2163

26 固定資産税・都市計画税の減免

確認

支援の内容

- ・被害の程度に応じて、申請日以後の納期の固定資産税及び都市計画税が減免される場合があります。
- ・市税減免申請書に必要事項を記入の上、納期限までに御申請ください。
市税減免申請書は、市から郵送することも可能ですので、担当窓口までお問い合わせください。

適用条件等

火災等によって損害を受けた固定資産（土地・家屋・償却資産）を市内に所有する方
市による現地調査を実施し、その結果により、減免となる場合があります。

被害の程度に応じて減免できる割合が異なります。また、被害の程度が低い場合は減免の対象外となる場合があります。

必要なもの

- ・市税減免申請書
- ・印鑑
- ・本人確認書類（運転免許証やパスポート等）

担当窓口

資産税課 電話：042-769-8223

賦課班

土地評価班

家屋評価第1班

家屋評価第2班

償却資産班

27 国民年金保険料の免除・納付猶予

確
認

支援の内容

災害等で大きな被害を受けたことにより納付が困難な場合、申請をして承認されると保険料の全額が免除される制度（特例免除）があります。

対象となる方

被保険者・配偶者等の所有する住宅、家財その他の財産につき、被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）が、その価格のおおむね 2 分の 1 以上の損害を受けられた方が対象となります。

必要なもの

- 1 本人確認書類
- 2 年金手帳または基礎年金番号がわかるもの(納付書等)
- 3 国民年金保険料免除・納付猶予申請書
書類は、窓口にご用意しております。
- 4 国民年金保険料免除・納付猶予申請に係る被災状況届
書類は、窓口にご用意しております。
「被災状況届」は、被災による損害状況(財産等におおむね 2 分の 1 以上の損害があること)を確認するため、財産等の金額及び損害額等の必要事項を記入してください。
- 5 「罹災証明書」、または「被害農林漁業者等と認定された被害認定書の写し」
罹災証明書等により損害の程度が確認できる場合は「被災状況届」の提出は不要です。
- 6 保険金・損害賠償金等の支給金額等を確認できる証明書の写し
保険金・損害賠償金等が支給される場合は必要となります。
- 7 認印(本人が署名する場合は不要)
ご本人以外の方が提出する場合は、本人からの「委任状」が必要となります。

担当窓口
国保年金課
緑区役所区民課
南区役所区民課
各まちづくりセンター（橋本・本庁地域・大野南を除く）
各出張所

所在地及び電話番号は巻末の「各連絡先一覧」を参照してください。

窓口にお越しになれない場合は、郵送による申請が可能ですので、日本年金機構 相模原年金事務所へご相談ください。

日本年金機構 相模原年金事務所

- ・ 所在地：〒252-0388 相模原市南区相模大野 6-6-6
- ・ 電話：042-745-8101
- ・ 受付時間：8:30～17:15（土日祝日、12/29～1/3を除く月～金曜日）
時間延長：週始めの開所日 17:15～19:00

28 介護保険料・利用料の減免

確
認

支援の内容

被害の程度により、介護保険料・利用料が減免される場合があります。（利用料の場合は最長6カ月）

必要なもの

- ・ 保険料の減免の場合
介護保険料減免申請書（1人につき1枚必要です。）
罹災証明書の写し
- ・ 利用料の減免の場合
介護保険利用者負担額減額・免除申請書（1人につき1枚必要です。）
罹災証明書の写し

担当窓口

- ・ 保険料の減免の場合 介護保険課保険料班 電話：042-769-8321
- ・ 利用料の減免の場合 介護保険課総務・給付班 電話：042-707-7058

29 国民健康保険税・一部負担金の減免

確
認

支援の内容

国民健康保険税及び一部負担金が減免される場合があります。

必要なもの

国民健康保険税減免申請書（ 1世帯につき1枚必要です。）

罹災証明書の写し

担当窓口

国保年金課

城山まちづくりセンター

緑区役所区民課

津久井まちづくりセンター

南区役所区民課

相模湖まちづくりセンター

藤野まちづくりセンター

所在地及び電話番号は巻末の「各連絡先一覧」を参照してください。

30 後期高齢者医療保険料の減免

確
認

支援の内容

災害等により所得が著しく減少した場合、保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の減免の措置が講じられる場合があります。

必要なもの

罹災証明書

減免申請書

印鑑

担当窓口

国保年金課後期高齢班 電話：042-769-8231

31 下水道使用料の減免

確
認

下水道の種類

下水道使用料とは、次の3つの使用料のことをいいます。

公共下水道使用料

農業集落排水処理施設使用料

市設置高度処理型浄化槽使用料

支援の内容

被災された方の被災後の生活支援を目的としているため、被災後に生活している場所の下水道使用料について減免いたします。

減免額については、次のとおりです。

(1) 被災した住家での生活が続けられず、応急住宅など他の住家での生活を余儀なくされている場合は、全額減免いたします。

ただし、親族や知人の家で間借りしているなど、被災された方が下水道使用料の納入義務者でない場合は、基本使用料分の減免とさせていただきます。

(2) 被災した住家で生活を続けている場合は、基本使用料分を減免いたします。

減免を行う期間

申請書を受領した日を含む月分から12か月に相当する期間を減免いたします。

必要なもの

罹災証明書の写し

その他

減免期間中に相模原市内でお引越しをされ、新しいお住まいで減免を受けたい場合は、再度申請が必要です。事前に下水道料金課までご連絡ください。

担当窓口

下水道料金課料金第1班 電話：042-769-8376

32 郵便局への転居届

確
認

手続きの内容

お引越しの際には、お近くの郵便局の窓口にて転居届を出しておくだけで、届出日から1年間、旧住所あての郵便物等が新住所に無料で転送されます。

個人の手続きに必要なもの

転居届用紙（窓口にあります）

印鑑

本人確認書類（旧住所が確認できる運転免許証、パスポート、住民基本台帳カードや住民票等）

会社、団体等の手続きに必要なもの

転居届用紙（窓口にあります）

印鑑

社員証、各種健康保険証等窓口へお越しになる方と会社、団体等との関係が分かるもの。

（転居届の「提出者氏名」欄には、代表者の氏名の記入及び押印が必要です。）

担当窓口

各郵便局

更新を希望される際には、再度お近くの郵便局の窓口にて転居届をお出しください。

33 燃えてしまった現金の引換え

確認

家屋の中にある家具などと一緒にお札や硬貨が燃えてしまうことがあります。これらのお札や硬貨は、損傷したり一部しか残っていなかったりした場合などでも、法令に定める基準を満たせば日本銀行の本店または支店で新しいお金に引換えることができます。

日本銀行は、手数料を徴収することなく損傷現金の引換えを行います。

損傷現金の引換基準

お札	お札の「表・裏両面があること」を条件に、残っている面積を基準として引き換えられる。灰になった銀行券は、その灰が銀行券であることが確認できれば面積に含む。
	面積の3分の2以上が残っているもの 全額として引き換え
	面積の5分の2以上3分の2未満が残っているもの 半額として引き換え
	面積の5分の2未満しか残っていないもの 価値はなく失効
硬貨	硬貨の「模様の認識ができること」を条件に、量目(重さ)を基準として引き換えられる。ただし、災害その他やむを得ない事由により量目(重さ)が減少した貨幣については、下記の基準にかかわらず、模様の認識ができることを条件に額面価格の全額をもって引換えられる。
	金貨で量目の98%以上のもので 全額として引き換え
	金貨以外の硬貨で量目の2分の1を超えるもの 全額として引き換え

損傷現金の持込時の整理等

お札	シュレッダー等により細かく裁断されたものを含め、破れた銀行券についてはできる限り各片を貼り合わせる。その際、記番号の確認、模様の突合、色合いの確認等を行い、異なった銀行券の片を貼り合わせないように注意する。
	濡れた銀行券については、できる限り1枚ずつの状態乾燥させる。
	付着物は、できる限り取り除く。
	焼損等により破砕のおそれのある現金は、粉々な状態になると、失効と判断することがある。箱に入れる等、できる限り原形を崩さぬように持ち込む。
硬貨	汚れのひどいものは、水洗いのうえ乾燥させる。
	金属片、プラスチック等の付着物はできる限り取り除く。

引換依頼窓口

日本銀行（本店）

- ・所在地：東京都中央区日本橋本石町 2-1-1
- ・電話：03-3279-1111（代表）

日本銀行横浜支店

- ・所在地：横浜市中区日本大通 20-1
- ・電話：045-661-8141（発券課）

相模原市内に日本銀行の支店はございません。

引換手続き等

引換えは、予約が必要です。事前に電話連絡のうえ、来店日時を調整してください。引換依頼（来店）時には、日本銀行所定の書類に必要事項を記入のうえ、提出が必要です。その際、引換えを依頼される方の同意を得たうえで、本人確認がありますので、運転免許証や国民健康保険証などの準備をしてください。なお、罹災証明書の提出は不要です。

手数料

日本銀行は、手数料を徴収することなく損傷現金の引換えを行います。

ホームページ

日本銀行が行う損傷現金の引換えに関しては、日本銀行のホームページに掲載しています。

日本銀行HP <http://www.boj.or.jp/>

ホーム > 日本銀行について > 各種窓口・手続き > 損傷したお金の引換え窓口 > 日本銀行が行う損傷現金の引換えについて

日本銀行横浜支店HP <http://www3.boj.or.jp/yokohama/index.html>

ホーム > 支店のご紹介 > 各課の仕事 1（発券課）

34 建物滅失登記

確
認

手続きの内容

建物滅失登記とは、建物が取り壊されたり、焼失したりして、建物が実際に無くなったときに行う登記手続きのことです。

対象となる方

- ・所有している建物を取り壊した方
- ・地震や火災等の災害により所有している建物が滅失してしまった方

その他の具体例

- ・建物が存在しないのに登記簿上だけ残っているような場合（取壊し原因が焼失・不明等を含む）
- ・以前に建物を取り壊して、現在、他の建物が同じ場所に建っていて、以前の建物の建物滅失登記が未了の場合

登記相談予約について

登記相談は予約制です。登記申請手続の相談を希望される場合は、事前に電話によりお申込みください。

その他注意事項

- ・焼失時は、「罹災証明書」の提出が必要となり、それ以外にもケースにより必要書類が追加となる場合があります。
- ・建物の滅失の日から1か月以内の登記申請義務があります。

お問合せ先

滅失した建物の所在地を管轄している法務局

横浜地方法務局相模原支局

- ・所在地：相模原市中央区富士見6-10-10（相模原地方合同庁舎）
- ・電話：042-753-2110
- 取扱時間：8:30～17:15（土日祝日、12/29～1/3を除く月～金曜日）

35 雑損控除（確定申告）

確
認

手続きの内容

火災等により、資産について損害を受けた場合等には、一定の金額の所得控除を受けることができます。

対象となる方

損害を受けた資産が次のいずれにも当てはまること。

1 資産の所有者が次のいずれかであること。

(1) 納税者

(2) 納税者と生計を一にする配偶者やその他の親族で、その年の総所得金額等が 38 万円以下の者。

2 棚卸資産若しくは事業用固定資産等又は「生活に通常必要でない資産」のいずれにも該当しない資産であること。

雑損控除の金額

次の二つのうちいずれが多い方の金額です。

1 (差引損失額) - (総所得金額等) × 10%

2 (差引損失額のうち災害関連支出の金額) - 5 万円

雑損控除を受けるための手続

確定申告書に雑損控除に関する事項を記載するとともに、災害等に関連したやむを得ない支出の金額の領収を証する書類を添付するか、提示してください。給与所得のある方は、このほかに給与所得の源泉徴収票(原本)を申告書に添付してください。

雑損控除とは別に、その年の所得金額の合計額が 1,000 万円以下の人が災害にあった場合は、災害減税法による所得税の軽減免除があり、納税者の選択によりどちらか有利な方法を選べます。

お問合せ先

相模原税務署

・所在地：相模原市中央区富士見 6-4-14

・電話：042-756-8211

開庁時間：8:30～17:00（土日祝日、12/29～1/3 を除く月～金曜日）

36 生活福祉資金等の貸付け

確
認

1 生活福祉資金貸付

支援の内容

貸付金 150 万円を上限(据置期間 6 か月以内、返済期間 7 年、連帯保証人ありの場合無利子、連帯保証人なしの場合年利 1.5%)とし、災害による被害を受け復旧に必要な経費の貸付けを行います。

適用条件等

低所得世帯(収入基準あり)。原則として、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、適用除外になります。

被災から 6 ヶ月以内の申込みに限ります。

必要書類

住民票(世帯全員分)

世帯員の収入状況が確認できる書類

罹災証明書

修繕や補修経費の見積書等

2 生活資金一時貸付

支援の内容

貸付金 15 万円を上限(据置期間 2 か月以内、返済期間は据置期間経過後 30 か月以内無利子)とし、災害等によって緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった世帯へ貸付けをします。

必要書類

住民票(世帯全員分)

借入申込者本人の確認書類(運転免許証、健康保険証等)

印鑑登録証明証及び実印

収入証明関係書類(原則として世帯全員分)

預金通帳の写し(資金送金口座の確認用)

その他、経済的に困っている理由、状況の根拠となる資料(罹災証明書等)

お問合せ先

相模原市社会福祉協議会

所在地及び電話番号は巻末の「各連絡先一覧」を参照してください。

37 生活困窮者自立支援制度

確
認

様々な事情により経済的に困りの人の相談を受け、就職、住居、家計管理、子どもの学習など、一人ひとりの状況に合った支援を行います。

支援の内容

1 自立相談支援

失業等で生活にお困りの人、生活が不安定な人などから支援員が相談を受け、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

【自立支援相談窓口】

緑 区 シティ・プラザはしもと 6 階（市総合就職支援センター内） 042-774-1131

中央区 あじさい会館 5 階 042-769-8206

南 区 南保健福祉センター 1 階 042-701-7717

受付時間 月～金曜日 午前 9 時～正午 午後 1 時～5 時（祝日等除く）

お住まいの区の窓口にご相談ください。

2 住居確保給付金の支給

離職などにより住居を失った人、又は失うおそれの高い人には、就職に向けた活動などを条件として、一定期間、家賃相当額を支給します。（支給要件があります。）

生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

3 就労支援

仕事を探している人には、就労に向けた支援を行います。

4 家計改善支援

家計に関する課題の解消や、自ら家計を管理できるように支援を行います。

5 一時生活支援

住居がなく、所得が一定水準以下の人に対して、一定期間に宿泊場所や衣食の提供等を行いながら、自立した生活に向けて、就労や家計相談など個々の課題解消と居宅生活への支援を行います。

6 その他

これらの支援のほか、個々の状況に応じた支援を行います。

担当窓口

緑生活支援課 電話：042-775-8809

中央生活支援課 電話：042-707-7056

南生活支援課 電話：042-701-7720

38市立小・中学校等への就学支援制度

確
認

お子さんの相模原市立小・中学校（義務教育学校、中等教育学校前期課程を含みます。）への就学にあたり経済的な理由でお困りの方に対して、学用品費や給食費などを援助します。

援助を受けられる方

- 1 収入が少ない人（所得上限、審査があります。）
 - 2 次のいずれかに該当する人
 - ア．母子世帯などに対する児童扶養手当を受けている人（児童手当、特別児童扶養手当は対象となりません。）
 - イ．生活保護が停止または廃止となった人
 - ウ．収入のある人全員に障害があり、市民税非課税の人、または寡婦・寡夫で収入のある人全員が市民税非課税の人
 - エ．災害により市民税・固定資産税・個人事業税のいずれかが減免された人
 - オ．国民健康保険税が減免または徴収猶予された世帯に属する人
 - カ．世帯全員の国民年金の掛金が減免された人
 - キ．社会福祉協議会から生活福祉資金の貸付を受けた人（低所得世帯で貸付をけた世帯に限ります。）
- 上記以外の理由により援助を必要とされる場合で、同一生計の家族全体の収入が限度額以下の方などは対象となる場合がありますので、担当窓口にご相談ください。

援助の内容

学用品費・通学用品費、新入学児童・生徒学用品費（入学準備金）、給食費、校外活動費、修学旅行費、通学費

提出書類・提出先等

提出書類・提出先等は、通っている学校から配付される「就学奨励金申請のご案内・就学奨励金交付申請書」をご覧ください。担当窓口にお問い合わせください。

担当窓口

教育委員会学務課就学支援班（電話：042-769-9262）

39 高校生向けの給付型奨学金

確
認

内容

経済的理由により高等学校等（高等学校・中等教育学校後期課程・高等専門学校・専修学校高等課程のいずれかの学校で、特別支援学校は除きます）への修学が困難な方に奨学金を給付します。

	高等学校等入学「前」の申請	高等学校等入学「後」の申請
資格要件 (一部)	(1)「生徒(学生)」及び「保護者」が本市に居住している方 (2)「生徒(学生)」「保護者」及び「生徒(学生)と住民票で同一の世帯の全ての方」が、「市(区町村)民税の所得割額が0円」の方で、「生活保護」を受給していない方 災害により自身の居住用の家屋等が被害を受けた場合等により所得が著しく減少し、市(区町村)民税の所得割額全額の減免決定を受けた場合も対象になります。	(3)平成30年4月1日以降に高等学校等に入学した方で、継続して在学し、卒業を目指す意欲のある方
申請時期	中学3年次の11～3月頃	毎年6～2月
申請書類 (全員提出)	奨学金給付申請書（在学している中学校長の推薦が必要です）	奨学金給付申請書 在学（在籍）証明書
(該当する人が提出)	【当該年度の市(区町村)民税が相模原市以外の自治体で決定された場合】 次のいずれかの書類 ・ 当該年度の「市(区町村)民税課税(非課税)証明書」の写し ・ 当該年度の「市(区町村)民税額等の税額決定通知書」の写し 【当該年度の市(区町村)民税の減免決定を受けて申請する場合】 次の両方の書類 当該年度の「市(区町村)民税減免決定通知書」の写し 当該年度の減免後の「市(区町村)民税額等の税額(変更)決定通知書」の写し	
給付額	(1)入学支度金 20,000円 (2)修学資金 最大100,000円(年額)	(1)修学資金 最大100,000円(年額) (初年度は申請の時期等により変わります)

担当窓口

教育委員会学務課就学支援班（電話：042-769-9262）

40 学校教材の補填

確
認

内容

- (1) 焼損した教科書を、補填できる場合があります。
- (2) 焼損した副読本等(市教育委員会で発行しているもの)を補填できる場合があります。

必要書類

- (1) なし
- (2) なし

手続等

在籍している市立小・中学校等にご相談ください。

担当窓口

- (1) (教科書)学務課 学務班 電話：042-769-8282
- (2)教育センター 電話：042-756-3647

41 保育所等利用料の減免

確
認

支援の内容

保育所等を利用する0～2歳児クラスの児童で、被災され利用料の支払いが困難な場合は、申請により減額又は免除を受けられる場合があります。

減免の適用

減免は、被災世帯が居住する家屋が火災により、半焼、全焼等したときに、次の割合を適用して行います。

- 1 家屋が全焼等により家屋の原形を留めない、又は半焼等により復旧不能の場合...100%
- 2 家屋の主要部分が著しく損傷している場合...75%
- 3 家屋の屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、居住若しくは使用目的を著しく損じたとき又は下壁、畳等に損傷を受け、居住若しくは使用目的を損じ、修理若しくは取替えを必要とする場合...50%

減免の期間

必要と認められる期間

担当窓口

各子育て支援センター

各保健福祉課

所在地及び電話番号は巻末の「各連絡先一覧」を参照してください。

42 図書館資料弁償の免除

確
認

内容

風水害による紛失または火災による消失等の場合は、資料の弁償を免除します。

必要書類

図書等弁償免除申請書

お問合せ先

市立図書館 042-754-3604

市立図書館相武台分館 046-255-3315

相模大野図書館 042-749-2244

橋本図書館 042-770-6600

43 市営住宅への一時入居

確認

支援の内容

- ・火災等により住宅を失い、身を寄せられるところが一切無く、生活困窮が考えられる方に対し、市営住宅の一時使用を許可できる場合があります。
- ・一時使用を許可する期間は、1か月です。

対象となる方

火災等により建物に被害を受け、住居に困窮している方。

物件の詳細

場 所：鳩川住宅（中央区上溝）川坂団地（緑区中野）

賃料のみ無料で、電気、ガス、水道等の使用料は有料。シャワー、浴槽あり。冷蔵庫、寝具、駐車場なし。コンロは要相談。ペットは不可。

注意事項：空き状況等により貸出できない場合があります。平日の日中に下記までご相談ください。

入居の条件

- （１） 家賃、敷金、連帯保証人は免除とする。
- （２） 建物等の財産を損壊した場合は、これを原状回復しまた相当の賠償の責務を負うものとする。
- （３） 当該物件に付帯する電気料・ガス使用料・水道料等の光熱水費等を負担しなくてはならない。
- （４） 当該物件においてペット（犬・猫・鶏等）を飼育することを禁止する。
- （５） 他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。
- （６） 市住宅課より本市営住宅全体に係る指示があった場合は、生活福祉課と協議した上、その指示に従わなくてはならない。

申請方法

・他に宿泊できる場所（施設）がないことを明らかにした「災害に伴う被災者の市営住宅入居（目的外使用許可）申請書」を提出してください。

担当窓口

生活福祉課 042-851-3170

44 母子父子寡婦福祉資金償還金の支払猶予

確
認

内容

母子父子寡婦福祉資金償還金の支払を猶予できる場合があります。

必要書類

罹災証明書の写し

償還金支払猶予申請書

適用条件等

火災等の災害により、貸付金の貸付を受けた方が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるときに、1年以内の期間で支払いを猶予できる場合があります。

担当窓口

緑子育て支援センター 042-775-8815

中央子育て支援センター 042-769-9221

南子育て支援センター 042-701-7700

母子父子寡婦福祉資金とは

ひとり親家庭の経済的自立の支援や子どもの福祉を図るために、高校・大学などの入学資金や授業料、就職するために必要な知識や技能の資格取得に必要な資金など、12種類の資金を、低利か無利子で貸付けするものです。

45 相模原市コールセンター

確
認

相模原市コールセンターは、市役所や区役所の制度や各種手続、施設などの多様なお問合せについて、ご案内するサービス窓口です。

知りたいことがあるのに「自分で調べる時間がない」、「どこに聞いたらよいかわからない」場合など、お気軽にお問合せください。

受付時間

午前 8 時～午後 9 時（年中無休）

問合せ先

電話 042 - 770 - 7777

ファクス 042 - 770 - 7766

お掛け間違いのないようお願いいたします。

お電話の際、内容の正確な確認と電話受付などのお客さまサービス向上のために、お問合せ内容を録音させていただいております。

その他

・個人情報や専門的なお問合せの場合、担当部署のご案内、または担当部署への引継ぎを行うことがあります。

・市役所の閉庁時間帯（午後 5 時 15 分～翌朝 8 時 30 分）にお問合せいただいた場合、お問合せの内容により開庁時間帯に掛けなおしをお願いすることがあります。

各連絡先一覧

< 罹災証明書 >

消防署名	所在地	電話番号(代表)
相模原消防署	中央区中央 2-2-15	042-751-0119
南消防署	南区相模大野 5-34-1	042-744-0119
北消防署	緑区橋本 4-16-6	042-774-0119
津久井消防署	緑区寸沢嵐 574-2	042-685-0119

< 見舞金・弔慰金、赤十字援護物資、宿泊費助成事業 >

課名	所在地	電話番号
生活福祉課	中央区中央 2-11-15 市役所本館 5 階	042-851-3170
城山保健福祉課	緑区久保沢 1-3-1 城山総合事務所第 1 別館 1 階	042-783-8135
津久井保健福祉課	緑区中野 613-2 津久井保健センター 1 階	042-780-1408
相模湖保健福祉課	緑区与瀬 896 相模湖総合事務所 2 階	042-684-3215
藤野保健福祉課	緑区小淵 2000 藤野総合事務所 2 階	042-687-2159

< 住民票、マイナンバーカード・通知カード、実印、印鑑登録証 >

各区役所

区役所名	所在地	電話番号(区民課)
緑区役所	緑区西橋本 5-3-21 緑区合同庁舎 2 階	042-775-8803
中央区役所	中央区中央 2-11-15 市役所本館 1 階	042-769-8227
南区役所	南区相模大野 5-31-1 南区合同庁舎 1 階	042-749-2133

各まちづくりセンター・出張所・連絡所

	施設名	所在地	電話番号
緑区	大沢まちづくりセンター	緑区大島 1776-5	042-761-2610
	城山まちづくりセンター	緑区久保沢 1-3-1	042-783-8103
	津久井まちづくりセンター	緑区中野 633	042-780-1400
	相模湖まちづくりセンター	緑区与瀬 896	042-684-3214
	藤野まちづくりセンター	緑区小淵 2000	042-687-5514
	串川出張所	緑区青山 1012	042-784-2604
	烏屋出張所	緑区烏屋 1064	042-787-0611
	青野原出張所	緑区青野原 1250-1	042-787-0002
	青根出張所	緑区青根 1372-1	042-787-2511
	津久井中央連絡所	緑区三ヶ木 414 番地	042-784-2400
	牧野連絡所	緑区牧野 4232	042-689-2121
	佐野川連絡所	緑区佐野川 2903	042-687-2606

中央区	大野北まちづくりセンター	中央区鹿沼台 1-10-20	042-752-2023
	田名まちづくりセンター	中央区田名 4834	042-761-0056
	上溝まちづくりセンター	中央区上溝 7-7-17	042-762-0079
南区	大野中まちづくりセンター	南区古淵 3-21-1	042-742-2226
	大野南まちづくりセンター	南区相模大野 5-31-1 南区合同庁舎内	042-749-2217
	麻溝まちづくりセンター	南区当麻 1324-2	042-778-1006
	新磯まちづくりセンター	南区磯部 916-3	046-251-0014
	相模台まちづくりセンター	南区相模台 1-13-5	042-744-1609
	相武台まちづくりセンター	南区新磯野 4-1-3	046-251-5373
	東林まちづくりセンター	南区相南 1-10-10	042-744-5161

< 保険証、税金・保険料・利用料等減免 >

課名	所在地	電話番号
国保年金課賦課・年金班（賦課担当） 賦課・年金班（年金担当） 給付班 後期高齢班	中央区中央 2-11-15 市役所本館 1 階	042-769-8296 042-769-8228 042-769-8235 042-769-8231
介護保険課総務・給付班 保険料班	中央区富士見 6-1-20 あじさい会館 4 階	042-707-7058 042-769-8321
市民税課	中央区中央 2-11-15 市役所第 2 別館 1 階	042-769-8221
資産税課	中央区中央 2-11-15 市役所第 2 別館 2 階	042-769-8224
納税課	中央区中央 2-11-15 市役所第 2 別館 2 階	042-769-8300
緑市税事務所	緑区西橋本 5-3-21 緑区合同庁舎 5 階	042-775-8808
南市税事務所	南区相模大野 5-31-1 南区合同庁舎 3 階	042-749-2163
債権対策課	中央区中央 2-11-15 市役所第 2 別館 2 階	042-769-8301
保育課	中央区中央 2-11-15 市役所本館 4 階	042-769-8341
緑子育て支援センター	緑区西橋本 5-3-21 緑区合同 庁舎 3 階	042-775-8813

中央子育て支援センター	中央区富士見 6-1-1 ウェルネスさがみはら A 館 1 階	042-769-9267
南子育て支援センター	南区相模大野 6-22-1 南保健福祉センター3 階	042-701-7723
下水道料金課	中央区中央 2-11-15 市役所第 1 別館 2 階	042-769-8376
津久井下水道事務所	緑区中野 633 津久井総合事務所本館 2 階	042-780-1410
南清掃工場	南区麻溝台 1524-1	042-748-1133
北清掃工場	緑区下九沢 2074-2	042-779-1110
津久井クリーンセンター	緑区青山 3385-2	042-784-2711

< その他 >

課名	所在地	電話番号
学務課	中央区中央 2-11-15 市役所第 2 別館 5 階	042-769-8282
教育センター	中央区中央 3-12-10 総合学習センター3 階	042-756-3647
中央生活支援課	中央区富士見 6-1-20 あじさい会館 5 階	042-707-7056
南生活支援課	南区相模大野 6-22-1 南保健福祉センター3 階	042-701-7720
緑生活支援課	緑区西橋本 5-3-21 緑区合同庁舎 3 階	042-775-8809

< 生活福祉資金・生活資金一時貸付の貸付 >

相模原市社会福祉協議会	所在地	電話番号
緑区事務所	緑区西橋本 5-3-21 緑区合同庁舎 2 階	042-775-8601
さがみはら成年後見・あんしんセンター	中央区富士見 6-1-20 あじさい会館 2 階	042-756-5034
南区事務所	南区相模大野 6-22-1 南保健福祉センター1 階	042-765-7065

【編集】

相模原市健康福祉局生活福祉部生活福祉課

電話：042-851-3170

令和2年6月